

# 清末江蘇省の義倉

——蘇州の豊備義倉の場合——

山名弘史

## 目次

- はじめに
- 一、義倉紳董
- 二、平糶局と粥局
- 三、積穀銀の設置とその転用  
おわりに

## はじめに

中国の清朝末期道光年間から中華民国のはじめにかけて、江蘇省の省都蘇州に豊備義倉という義倉があつた。本稿は、この義倉の記録『長元具豊備義倉全案』とその『統編』および『三統編』<sup>(1)</sup>の検討を通じて、清末の一義倉とそれをとりまく社会関係の一面を解明することを目的とするものである。

清末江蘇省の義倉 山名

豊備義倉については、既に故村松祐次氏が「清代の義倉」<sup>(2)</sup>の中で、右の『三統編』と民国『吳県志』とをもとに論じておられる。しかし、私は氏の見ておられない『長元吳豊備義倉全案』と、その『統編』とを披見することができ、また、私の問題関心も村松氏のそれと異なるので、ここに改めて取り上げるものである。

蘇州の豊備義倉は、道光十五年（一八三五年）、時の江蘇巡撫林則徐の手によって創立された。<sup>(3)</sup>これが太平天国の戦乱によって焼けたのち、同治五年（一八六六年）に、馮桂芬と潘遵祁とによって再建された。『長元吳豊備義倉全案』は、この再建時から光緒五年（一八七九年）半ばまでの記録を収め、統編は光緒四年から光緒二十五年（一八九九年）までの記録を収め、三統編はその後を継いでいる。三編すべての編目を左に示そう。

## 長元吳豊備義倉全案

序。義倉全図。碑記。卷首、創始原委。卷一、重整規則、書吏定費附。卷二、田額実数、補置田額、剔除田額附。卷三、建造倉廩。卷四、収租章程。卷五、積穀章程、文廟穀捐附。卷六、発当章程、書院存款附。卷七、典守章程、三県錢穀附。卷八、協濟粥廠、奉文推広附。卷末、識餘。

## 同、統編

義倉全図、第四図統絵。卷首、創始興復原委。卷一、前編補遺、交代事附。卷二、添置田畝、添造倉廩。卷三、収租。卷四、積穀、存当、寄存藩庫。卷五、協貼飯粥局、発賑、平糶。卷六、報銷。卷末、識餘。

## 同、三統編

卷首。卷一、接管倉務。卷二、添築廩屋。卷三、採辦積穀。卷四、徵収佃租。卷五、領存商息。卷六、協濟粥廠。卷

七、賑卹機戸。卷八、歴届平糶。卷九、撥借各項。卷十、寄庫存款。卷十一、収支息餘。卷十二、造冊報銷。卷末。『豊備義倉全案』は『三統編』まで合せると大部なものであり、いまこれらに収められた記録を逐一紹介し検討することはできない。そこで村松氏の論文をふまえながら、これらの記録の中からいくつかの問題を採り上げ、それによって豊備義倉の果たした役割の一端を示そうと思う。

## 一、義倉紳董

再建された豊備義倉には紳衿身分を持つ者がその責任者に任命されている。これは義倉紳董と呼ばれる。同治五年（一八六六年）から光緒四年（一八七八年）までは潘遵祁、光緒四年十一月から光緒二十五年（一八九九年）までは吳大根、光緒二十五年からは潘祖謙、張履謙、吳景萱の三名が義倉紳董となっている。なお、吳景萱の死によって、光緒三十一年（一九〇五年）四月から後は潘、張の二名のみとなった。

豊備義倉に対して、布政使司からは、義倉田の収租、義倉と布政使司との間の銀錢の授受、義倉穀の購入といった用件の度毎に委員が派遣され、義倉紳董と合議の上で事を運ぶことになっていた。これには主として候補知県、候補県丞、試用知県といった資格を持つ者が当てられている。これらは義倉紳董と異なり、ほとんど用件、年度ごとに替っている。彼らは布政使の幕下にある者であろう。

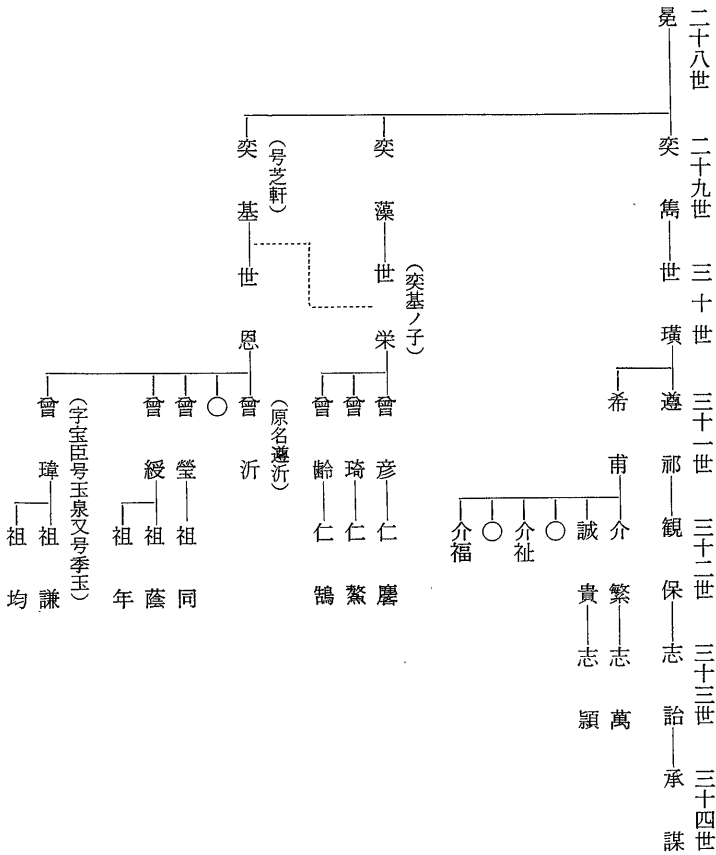
このような義倉紳董と布政使司派遣の委員との合議による管理体制は「官紳会辦」と呼ばれた。豊備義倉における「官紳会辦」は同治年間（一八三五年）に創建された時

は、専ら、官が管理していたのであり、これは「官辦」と呼ばれた。同治の再建に伴なって「官辦」から「官紳會辦」へと変ったことは、この「再建」が、単に従来のものを復興したのではなく、質的な変化を含んだ「再建」であったことを示している。<sup>(4)</sup>

このほか、平糶など、大規模な活動に際しては、蘇州の紳衿身分を有する者が義倉紳董と共に事に当ることがあった。

義倉紳董のうち、潘遵祁と潘祖謙とは伯父と甥の關係にある。この潘氏は出身地（安徽省歙県大阜村。景治の東、三十四都にあり）の名をとって大阜潘氏と称し、蘇州で有力な家柄であり、举人、進士を多数輩出している。この一族は、創建以来、豊備義倉に關係が深く、その關係は豊備義倉の成り立ちの一面を示していると思われる。潘氏は、康熙年間、始祖から数えて二十五世の景文の代に、吳県に居を移したが、商籍をもって浙江に寄籍し、潘景文は杭州府の歲貢生となっている。また、俞樾の撰した「潘氏奉思録序」(『春在堂全集』所収、春在堂雜文三編、卷三)にも、「其(景文)祖筠友公(仲蘭)、以浙離起家、往來吳皖」とあることから見ると、潘氏はかの徽州商人の出に属すると言つてよいであろう。景文の子は九派に分れ、長子の兆鼎(号敷九)は杭州府錢塘県の歲貢生となっている。兆鼎の曾孫の奕雋(彼の代に吳県に移籍)、その弟の奕藻、奕雋の甥の世恩は、乾隆年間とともに進士となり、合せて三潘と称せられたといふ。<sup>(5)</sup>ここに至つて潘氏は蘇州で極めて有力な一族となつたようである。いま系譜の抜粹を示せば、表Iの如くである。<sup>(6)</sup>このうち、蘇州の豊備義倉の再建者の一人であつた潘遵祁については、その族譜である『大阜潘氏支譜』に俞樾の撰した伝があり、その中に次のような一節が見える。<sup>(7)</sup>

表 I



清末江蘇省の義倉 山名

君 (|| 遵祁) 承祖命父命、与補之君 (|| 希甫) 謀、捐田千畝、請於從父文恭公 (|| 世恩) 建立松鱗義莊、(中略)、〔咸豐〕十年蘇城陷、避居滬上、(中略)、同治二年克復蘇城、君返、(中略)、当是時、江蘇大吏咸以善後事諮訪於君、君曰、修建文廟其尤要也、(中略)、君又曰、豐備倉亦要務也、初林文忠公之撫蘇也、設豐備倉於撫署、出入皆官主之、至是乃請於郭中丞柏蔭、用朱子官紳共主之議、變通旧法、度地於元邑正三下凶、建倉儲穀、其餘錢則貸之質庫而納其息、光緒二年江北大旱、饑民渡江就食、

詔發蘇州豊備倉穀及利息銀各十之三、以備賑濟。凡發穀一萬三千石、錢一萬四千緡、全活無算、大吏於取復蘇城時、録君前勞、請加獎叙、有旨賞翰林院侍讀銜、及義倉之建、君在咸豐時、曾捐田千八百畝、亦議追録之、君悉以移獎族媼、惟輯義倉全案八卷、以存掌故、

すなわち、遵祁は弟の希甫とともに、一族中の貧窮者を救済するため、田千畝を寄捐して松麟義莊を創設している。これは、豊備義倉の創設に後れること一年、道光十六年（一八三六年）のことである。<sup>(8)</sup>そして遵祁は希甫とともに松麟義莊の掌莊となっている。<sup>(9)</sup>その後、彼は、太平天国の戦乱のため上海に難を避け、戦後蘇州に戻り、復興事業に力を尽し、その一環として、豊備義倉の再建に従事した。光緒二年（一八七六年）の江北の大旱に、義倉紳董として賑災のために豊備義倉の穀や錢を出した功によって翰林院侍読の銜（待遇）を授けられている。<sup>(10)</sup>これより先、咸豐年間に田千八百畝を豊備義倉に寄捐していたが、これに対し授けられた奨をことごとく族媼に移し、みずからはただ『豊備義倉全案』八巻を輯するのみであった、という。

ところで、「奨を族媼に移す」とは、どのようなことを言っているのであろうか。いまこれを『豊備義倉全案』に照して見てみよう。咸豐初年に豊備義倉に田地を寄捐した功をもって、光緒五年、吏部が寄捐者たちに奨叙を行なうことを上奏した中に、<sup>(11)</sup>寄捐者として潘介福、潘介祉、潘志萬、潘志穎の名が見える。この四人は系譜によって判明するとおり、遵祁に極めて近縁の者である。『全案』によれば、潘介祉が一万一〇〇両以上、他の三人はいずれも八千両以上を寄捐している。これはそれぞれ田一畝を銀二〇両に換算したものである。<sup>(12)</sup>この率によって逆算すると、四人合計で千七百一十八百畝を寄捐したことになる。これこそ『大阜潘氏支譜』において遵祁が寄捐したと

云う千八百畝に他ならないであろう。したがって、次のようなことが推測される。

道光十六年（一八三六年）から松鱗義荘の掌荘として一族を代表する立場にあった潘遵祁は、咸豊年間に、自己の責任において千八百畝を豊備義倉に寄捐していた。蘇州に豊備義倉が再建された後、以前に田を寄捐した功をもって奨叙が行なわれた際に、遵祁は千八百畝を一族の者の名義に割り振って、それぞれ位階称号が受けられるようにした。以上のようなことが実情なのではなからうか。この時点における豊備義倉の義倉田は総計一万四千九百畝であるから、潘氏一族の寄捐分である千八百畝は、義倉田全体の約八分の一を占めていたことになる。

ところで、この千八百畝は、潘氏一族の共有地（族田）であったのだろうか。それとも潘遵祁一人あるいは潘氏一族中のなにかの者の所有にかかる土地であったのだろうか。いまそれを直接に確定する材料はない。ただ、潘氏一族の共有地として松鱗義荘田がある。松鱗義荘田のうち、道光末年までのものと、豊備義倉田のうち、咸豊元年以降のものとを対照すると、次のようになる。

- (一) 両者とも長洲・元和・呉の三県の範囲内に限って散在している。
- (二) 都・函を同じくする地片がある。

(三) さらに圩をも同じくする地片がある。しかし、面積の同じ地片がないことから見ると——豊備義倉田の方は、  
坵の番号が示されていないので、断定はできないが——両者同一の地片があるとは考えられない。

したがって、豊備義倉に寄捐されたのは、松鱗義荘田中の田地ではなく、潘遵祁ないしは潘氏の族人の個人所有にかかると言つてよいであろう。

潘氏一族の田が豊備義倉に寄捐された後、どのような形で管理されたかについては、後考に俟つとして、<sup>(15)</sup> 少なくとも次のようなことは言えるであろう。すなわち、義倉への大口寄捐者であった潘氏一族の代表者Ⅱ潘遵祁が義倉紳董となったことよって、そのような政治的・社会的な官への寄与を背景として、寄捐した田以外の潘氏一族の私有田の管理についても、潘氏は種々の便宜が得られるようになったであろう。

豊備義倉と潘氏との関係はこれに止まらない。のちにさらに、遵祁の甥である祖謙は、呉大根のあとを継いで義倉紳董となっている。

光緒末年の頃、祖謙が錢業公所の責任者であったことは、村松氏の論文にすでに明らかであるが、<sup>(16)</sup> 祖謙に関する光緒十三年（一八八七年）の記録によれば、「典当公所紳董潘」とあり、同じく光緒三十二年（一九〇六年）の記録には「紳：歴年董理典当公所、經手存放公款」とあって、<sup>(17)</sup> 遅くとも光緒十三年から祖謙が典当公所の紳董であったことも知られる。祖謙が他の二人とともに呉大根に継いで義倉紳董となったのは、光緒二十五年からであるが、彼はそれ以前から典当公所の責任者であったのである。<sup>(18)</sup> ここで一步を進めて推測すると、典当公所を取りしきるほど有力であった潘祖謙が、再建者潘遵祁の一族という縁もあって、豊備義倉の董事になったということも考えられる。なお、呉大根については、その伝を詳らかにしないが、民国『呉県志』卷三十一、公署四、義莊附、呉崇徳義莊の条に、

光緒五年員外郎銜分部主事呉大根、偕弟河南彰衛懷兵備道大澂、翰林院庶吉士大衡、承其祖經堃、父立綱遺志、刱建、



とあつて、政治家、金石文の研究家として有名な呉大澂の兄であつたことが知られる。

呉景萱は呉大根とは別族である。光緒八年（一八八二年）刊および民国四年（一九一五年）続刊の『洞涇』呉氏函譜』によると、彼は廷琛の孫、毓英の子で、道光十六年（一八三六年）の生れ。監生から工部主事都水司行走、広東省の韶州府、潮州府等の知府を歴任し、光緒三十一年（一九〇五年）に卒している。彼の次子曾祜の妻は義倉紳董の一人張履謙の女である。一族中の著名な者に呉艾生、呉寶恕等がいる。後述する平糶局紳董のうち、呉韶生、呉曾祜は、それぞれ呉景萱の従兄弟、第三子である。

張履謙については、右に述べた呉景萱との関係のほかに、民国『吳県志』卷三十一、義荘附、張氏義荘の条に、戸部山西司郎中張履謙、遵其父肇培遺志、刱建、

とある以外は未詳である。

義倉紳董のうち、潘遵祁と呉大根とは、光緒七年（一八八一年）の「蘇紳公呈」に——殊に、潘遵祁はその筆頭に——名を連ねている。<sup>20</sup>そのことは彼等がいわゆる「蘇紳」中の有力者であつたことを示しているよう。

因みに、この「蘇紳公呈」は、いわゆる減租の問題その他に関し、郷居の地主を推奨して城居の紳土地主を非難した長洲・元和・呉三県の知県の上申文の非を論じて、彼等在城の紳土地主の立場を巡撫・布政使・按察使・知府に訴えたものである。

右の「蘇紳公呈」には、彼等蘇紳たちが、官僚的・社会的身分を取得した有力な紳戸として、地方行政権力との間に交渉をもつていた事情が窺われ、この「公呈」は、後述するいわゆる「官」と「民」との権力的一体化を考え

る上で、重要な史料であると言えよう。

ところで、長洲・元和・呉三県の地主の寄捐によって創められたとも言えるこの義倉は、制度上の表向き、どれほどの地域にその機能が及ぶことが期待されていたのであろうか。いまそれを、伝統的な意味で義倉本来の任務とされている平糶と粥賑とによって見てみよう。

## 二、平糶局と粥局

平糶とは、米穀を昂騰した市価より安く世間一般に売出すことであって、義倉の行なう事業の重要なものであり、旧曆三月、四月ごろの端境期、いわゆる「青黄不接」の時期には、義倉によって平糶の行なわれる例が多い。ここで、光緒末年から宣統年間に頻繁に行なわれるようになった、豊備義倉の関与する平糶を、『三統編』巻八、歴屆平糶、によって示すと、表Ⅱのようになる。表中の場所は、すべて蘇州の城内か、城外の極く近傍である。

平糶局紳董は、豊備義倉紳董を中心とし、蘇州の有力者をこれに加えて構成されている。この平糶には、豊備義倉穀に、後述する三邑倉の倉穀を加えた数の三割ないし五割が動かされている。これに、蘇州布政使が自由に動かせる穀ないしはそれに相当する銀がしばしば加えられる。表Ⅱに記されている五回の平糶のうち、宣統二年（一九〇一年）の平糶には、布政使からの援助がどのように行なわれたかがよく示されていると思われるので、『三統編』巻八、所収の、豊備義倉紳董潘祖謙より布政使陸鍾琦宛の呈文の中から、これに関する記述を左に示そう。

呈、為購領漕米批解漕項請賜兌取事、本年四月初三日、准長元吳三県照会、内開、奉憲台（＝布政使）札、案

表 II

光緒二十八年五月

平江路豊備倉—潘祖謙、試院西定慧寺—吳景宣、東北街普福寺—張履謙、旧学前平江書院—陸鼎奎、衛道觀內—彭福孫、平橋草白二公祠—徐芬、新橋巷三邑倉—程璋、石塔頭卹孤局—尤先甲、桃花塢福田菴—程增瑞、閩門外設一局在留園後永善局—吳韶生、胥門外胥台鄉—三邑倉兼查、盤門外除馬路外—三邑倉帶查、光緒三十二年五月、元妙觀內追租局—潘祖謙、平江路豊備倉—張履謙、試院前定慧寺—陸鼎奎、盤門新橋巷三邑倉—程璋、王洗馬巷春申君堂—陶冶元、閩門外設一局在留園後永善局—顧賢麟、以下、平糶局的設置場所はほぼ光緒三十二年と同じなので平糶局紳重の名のみを挙げる。

光緒三十三年三月

潘祖謙、張履謙、吳曾祐、程璋、陶冶元、顧賢麟

宣統二年四月

潘祖謙、彭麟保、徐芬、陶冶元、孔昭晉、顧賢麟

宣統三年六月

潘祖謙、章慰高、汪恩錦、汪惟韶、潘志倉、顧賢麟

清末江蘇省の義倉 山名

奉撫憲札飭、奉准緩運新漕十萬石、速飭需米較急之区、由官督紳、備餉請領、設局平糶、按數分派等因到司、酌派長元吳三鼎、合撥漕米二萬石、札鼎、趕緊督紳、遵章備餉領回平糶等因、奉此、合行照會、請煩查照領回平糶、以濟民食等因到紳、准此、嗣奉憲台面諭、此項漕米餉洋每石四元九角、豊備倉應領之漕米二萬石、一俟領齊、即將該款逕行繳司、以省周折等因、奉此、紳當將三鼎送到申文印領、派令司事、持赴無錫截漕平糶局胡守請領、就近確白、運回平糶、現在奉派之漕米二萬石、陸續領齊、所有應繳漕餉、例洋九萬八千元、即於本月初三日堂期、備具現洋、隨文批解、仰祈大公祖大人鑒核、飭庫兌收印掣回照備案、實為公便、

すなわち、江蘇巡撫は、中央に送るべき漕糧の納期を延ばし、十萬石〔に相当する銀〕を蘇州布政司に回した。布政司では、そのうち長洲・元和・吳三鼎の分二萬石〔に相当する銀九萬八千元〕を、三鼎を通じて豊備義倉に貸与した。倉はこれをもって無錫で米穀を〔安く〕採買し、それを蘇州で〔無錫の市価より高く、蘇州

の市価より安く、平糶し、得た代価の中から九万八千元を布政司に返還したのである。

これを見ると、豊備義倉は、長洲・元和・呉三県の平糶に関しては、布政使から三県への命令を一手に引受け、漕糧銀の回付を得て、これを実行していることがわかる。そして、その活動の及ぶ範囲は、さきに見たように、この三県内に限られている。一方、これを布政使の側から見ると、布政使は豊備義倉の組織を利用して、平糶のために漕糧を一時回転させていると言える。

次に粥賑（貧窮者への粥の施与）について見てみよう。

粥賑には、蘇州城内に粥局（粥廠とも言う）が設けられ、蘇州の紳衿身分を有する者が、粥局紳董として、その運営に当たっていた。これには平糶局紳董にもその名を列ねている者が多く見られる。豊備義倉は、創建以来五年間、粥賑に対して、錢、穀とも供給せず、ようやく同治十年（一八七一年）以来、錢二千串を供していたが、同治十三年（一八七四年）からこれを穀二千石に改めた。その理由は、年々積ってゆく旧穀を捌く方便として、この粥賑への供給を利用しようとするものであった。<sup>(23)</sup>その後、更に再び錢をも加えてゆき、光緒二十五年（一八九九年）には、穀二千石と錢二千串とより成るに至っていた。<sup>(24)</sup>

ところが、

省城粥局、向由豊備義倉錢穀並撥、自光緒二十六年分、經鄒紳福保等請、將穀二千石改折錢三千串、嗣後遂專撥錢文一項、

とあるように、<sup>(25)</sup>光緒二十六年から、穀二千石を錢三千串に改め、合せて五千串を出すことになった。それ以後、毎

年五千串が供せられ、記録のある最後の年、民国元年（一九二二年）のみが一万串となっている。

現穀をも併せて粥賑に出すことは、本来、これを利用して旧穀を出し、新穀に入れ易えること——これを推陳易新ないし推陳出新と呼んでいる——をも兼ねていたものであって、倉にとって必要な処置であるにもかかわらず、ここに至ってすべて錢に替えられたのであった。

再建された豊備義倉に於ては、同治六年（一八六七年）九月に定められた規條十六則の中に、

積穀宜推陳出新、凡遇推出後、即当趕緊補買、足數統歸、每年造冊時、一并報銷、

とあって、推陳出新を行なうべきことが規定されていた。

しかし、この規定は勵行されず、義倉業務の開始以来、同治十三年（一八七四年）まで八年間、一度も行なわれなかった。<sup>(28)</sup>これを打開するために、前述のように、同治十三年（一八七四年）から光緒二十五年（一八九九年）までは粥賑に現穀を供するようになったのである。推陳易新には平糶の機会も利用された。光緒八年（一八八二年）、<sup>(29)</sup>二十三年等の年にその記録がある。しかし、平糶は粥賑と異なり、大量の米穀を推陳易新すべき機会ではあるが、本来、米価騰貴のない限り、例年行なわれるものではないから、推陳易新のための確実な手段とはなり得ない。したがって、毎年わずか二千石の粥賑のみが推陳易新の恒常的な手段であったが、それすら、光緒二十六年（一九〇〇年）には廃せられたのである。ところが、二年後にはこれに代って、光緒二十八、三十二、三十三年、宣統二、三年と、頻繁に平糶が行なわれるようになる（表Ⅱ参照）。それは何故であろうか。

推陳易新は、元来、現穀を長年月儲蔵することから生ずる自然の損耗を防ぐために不可欠の処置であった。しか

し、やがて、それを名として新旧の穀の入れ替えを盛んにし、その間に義倉が利潤を囋ろうとするようになる<sup>(31)</sup>。そのような動きをうかがわせるものとして、豊備義倉とはほ同じ時期に、江蘇省淮安府の清河県にあつた豊濟倉<sup>(32)</sup>の例を挙げよう。

豊濟倉においては、推陳易新に相当することを「出陳易新」とも呼んでいる。「豊濟倉章程」(案文)<sup>(33)</sup>には、

積穀宜以備經久也、五穀之中稻穀最能經久、小麦次之、荳稊雜糧、經年則蟲蛙霉酸、清江地土沙鬆、素不產稻、而民間又慣食米、似宜從俗儲穀七成雜糧三成、以三成之雜糧秋買春売、餘利富倉、以七成之穀出陳易新、易新之法、与借貸取息無異、易滋流弊、惟有平糶一法、行於糧價昂貴之時、即寓推陳出新之意、如連歲豐收價賤、不售、設遇青黃不接糧價昂貴、出糶、一次酌量存六糶四、三年之内、新陳即可輪換一周、

として、倉穀の七割を占める稻のうち、その四割を出陳易新すべきことを擬している<sup>(34)</sup>。一応「如し連歲豊收にして價賤ければ售らず」とはなっているが、その一方で「三年の内、新陳即ち輪換一周すべし」と言っているように、青黃不接の時における穀価の昂騰が恒常化しているという事実を前提として、例年おこなわれるものとなっている。豊濟倉においては、倉穀を出陳易新するのみでなく、さらに、光緒元年(一八七五年)の冬に、倉から漕運總督に次のようなことを願ひ出て許可された<sup>(35)</sup>。その願ひとは、

迨來春青黃不接價昂時、計本出糶、緣清江素不產稻、浦民(≡清河県民)喜食好米、倉中出陳之米、不能煮粥、曾於冬臈月間買運倉稻、帶購粥米儲倉、春令出陳糶米、隨同搭売、既平市價、實便民食、

とあるように、出陳の米(すなわち古米)では、煮粥できない(従つて、販売に適しない)から、粥米(すなわち

煮粥できるような良質の米)を、例年の出陳易新に随同して売買したい、というものであった。これは、豊濟倉が、出陳易新の名のもとに、実は出新易新をも行なうことよって、倉本来の「出陳糶米」に伴なって、もはや明白に営利的な活動を行なっていたことを示している。

豊備義倉については、豊濟倉のように新穀の売買を行なったという記録はない。しかし、豊備義倉の倉穀の管理は、光緒二十六年以後、粥賑への供与によつて消極的に損耗を防ぐという段階を離れて、むしろ頻繁に平糶を行ない、大量の倉穀を回転させることによつて利潤を図るという方向に向つたのではなからうか。

ここで、「三邑〔総〕倉」と呼ばれるものについて少し触れておこう。これは豊備義倉に附置されていると言つてよいもので、正確には「長元吳三邑總倉」と呼ばれる<sup>(36)</sup>。その起源は、豊備義倉が再建されて間もないころ、同治七年(一八六八年)に遡る。三邑では、この年、漕糧の徴収とともに三邑のための積穀分を徴収し、これを錢で豊備義倉に与えた<sup>(37)</sup>。義倉はこの一部で穀を採買して豊備義倉に儲えた。このような備蓄方法は同治十二年(一八七三年)まで続いた<sup>(38)</sup>。つづいて、光緒四年(一八七八年)に専用の倉廩、すなわち三邑總倉を吳県の常平倉の旧址に設けて、これに穀を儲えることにした<sup>(39)</sup>。光緒七年(一八八一年)の完成時に儲えられた穀は七、五三三石であった<sup>(40)</sup>。三邑總倉は、名目上は三邑の知県の管轄下にあつたが、豊備義倉紳董が三邑總倉紳董を兼任してその管理に當つて<sup>(41)</sup>いた。三邑總倉の穀及び錢は、平糶や粥賑の際に豊備義倉の錢穀と合せて運用されたが、後述する息借商款などの際には、豊備義倉分とは別にして扱われた<sup>(42)</sup>。

三邑總倉と、本来の豊備義倉とを比べると、前者が三邑の管轄下にあるのに対し、後者は、むしろ、より直接に

蘇州布政使の指揮下にあったようである。

豊備義倉の備蓄は、現穀と、典当鋪に預けられた銀錢である。「存典生息款」とを二本の柱としている。現穀の方は、さきに見てきたとおり、三県の救恤のために使われたが、銀錢の方は、必ずしも三県の救恤に限定して使われたわけではない。次に、その点を見てみよう。

### 三、積穀銀の設置とその転用

『三統編』巻五、領存商息に、光緒二十五年（一八九九年）九月十一日付で義倉紳董である張、潘、吳の三名が蘇州布政使陸元鼎に送った、次のような呈文が収められている。<sup>(43)</sup>

呈、為請領息款祈賜核放事、竊查、豊備義倉呈奉前憲照會、以寄存司庫積穀款庫平銀壹萬陸千兩、英洋壹拾萬元、合庫平銀陸萬柒千捌百兩、一併帰入息借商款案内済餉、以陸萬柒千捌百兩印・小票、暫存司庫、其息款留作局用、惟壹萬陸千兩、照發小票五紙、按期分別發還本息銀兩、嗣又奉文、以司庫收存積穀銀壹萬陸千兩、借作商款、按期應還本銀、由司彙解商務局、轉借公司撥用、仍照案每月柒釐起息、各等因、紳等查、積穀存款既經憲庫轉解商務局、撥借公司銀壹萬陸千兩、所有按月柒釐息款、業由前倉董吳紳大根具呈領、至上年十一月初十日止在案、其自十一月十一日起、至本年五月初十日止、計六個月應領前項息銀陸百柒拾貳兩、理合繕具領結、備文呈請、仰祈大公祖大人電鑒、示期照數核放領回、實為公便、謹呈、

右の呈文に「以寄存司庫積穀款、……一併帰入息借商款案内済餉」とあるのは、次のような事情を述べているも



のである。

光緒十四年（一八八八年）四月に、蘇州布政使の命によって、豊備義倉では存典款（典当鋪に預けた銀錢）の利息のうちから、制錢にして二万数千串、二両庫平足色紋銀に換銀して一万六千両を、布政司庫に預けることになった。<sup>(44)</sup>このことは「寄存司庫」と呼ばれる。これは元来、江蘇巡撫の命により全省的規模で実施することが要請されていたものである。その目的は、救恤の必要に応じ即時に使えるようにするためであったという。また、光緒一七年（一八九一年）三月には、豊備義倉は英洋<sup>イギリス</sup>一十二万を布政司庫に預けさせられることになった。その目的も、

将来長元呉荒歉之歳、立時提用、

とあるように、義倉の本来の任務である三県の救恤に備えてのものであった。<sup>(45)</sup>つづいて光緒十八年三月にも英洋二万<sup>(46)</sup>、光緒十九年二月と二十年一月にもそれぞれ英洋三万を、豊備義倉から布政司庫に預けている。この間、光緒十八年に鎮江府の丹徒県および溧陽県の旱災を濟うために、布政司は右の款目のうちから四万兩を使っている。

この四万兩は、漕漕（漕糧からの賑濟へのふりかえ）や振捐（賑濟のための義捐）が集まるまでの臨時の貸出しであった。<sup>(47)</sup>このようにして、光緒二十年（一八九四年）一月までに、合せて二両庫平銀一万六千兩と、英洋十萬兩が豊備義倉から布政司庫に預けられていた。このような銀は「寄存司庫積穀銀」と呼ばれている。救恤の需要に即時に用立てるためならば、各義倉に現銀として備えておけばよいはずなのだが、布政司庫に預けさせたのはなぜであろうか。それは、長洲・元和・呉の三県以外の県での賑濟に一時融資された例にも見られるように、救恤資金を、<sup>(48)</sup>個々の府州県を超えて、布政使の管轄下にある地域全体に亘って動かしうるようにするためであったと考えられる。

しかしながら、このように布政司にプールされた資金は、単に義倉本来の任務である救恤にのみ使われるには止まらなかつた。いま、その点を、主として『続編』巻四に拠つて見てみよう。

光緒二十年（一八九四年）九月に、布政使は、豊備義倉の庫平銀一万六千兩および英洋十萬元の二種の款目を、日清戦争の戦費をまかなう資金に回すことにした。<sup>(49)</sup>これは、さきに戸部が上奏して決定した措置の一環であつた。その措置とは、各省の布政司に付置した籌餉局から公債のようなものを発行し、一ヵ月七釐（〇・七パーセント）の利息を付け、地丁税・関税をもつてその元利の償還にあてるといふものであつた。それによつて募られた銀錢は「息借商款」と呼ばれている。江蘇省ではそれを次のようにしてまかなつた。すなわち、各州府県の義倉および豊備義倉の備蓄である存典款の五割をもつて、この公債に応募した金額と見なし、布政司から各倉へ印票——これが債券となる——を発行したのである。この時予定された募集額は、蘇州布政司管下全域の義倉の備蓄、百三十餘万串の半分にあたる六十餘万串であつた。<sup>(50)</sup>これは後には三十七万五千八百兩と記録されている。<sup>(51)</sup>また、その元金は、半年を一期とし、全五期に亙る決算期のうち、第二期以降の四回に均分して償還され、一方利息は各期ごとの五分に分け、元金の残高に應じて支払われることになつていたようである。全省に亙るこのような実施方針を受け、豊備義倉に関しては次のような処置がとられた。すなわち、前述の一万六千兩のほか、英洋十萬元を錢莊で六万七千八百兩に易えてこれに加えると八万三千八百兩となるが、これは、あたかも当時の豊備義倉の備蓄分の五割以上に相当するので、<sup>(52)</sup>これをもつて、この公債の購入資金と見なすことにしたのである。ただし、この決定は、豊備義倉の側の自主的な判断によるものと言うよりは、むしろ布政司の側の一方的な決定を押し付けられたものであつたら

う。なぜならば、他の州県の義倉には利息が支払われるのに対して、豊備義倉の場合は、全体の約二十二パーセントにも当る大口の金額を負担させられ、しかもそのうちの多くは、次に述べるように、無利息と同じ状態となったからである。

ここで前の光緒二十五年（一八九九年）九月の義倉紳董の呈文に戻って、「以陸萬柒千捌百両印・小票、……按期分別發還本息銀兩」とあるのは、次のような事を述べているものである。さきの債券に当るものは、一万六千両の分と六万七千八百両の分とが別々に発行され、しかもそれぞれが印票と小票とに分れていた。印票（大票ともいう）は元金の償還に関するもので、一枚ずつ発行され、各決算期に倉から籌餉局に提出して元金の残高（すなわち未償還額）の記入を受けるものである。他方の小票は利息の支払いに関するもので、五枚ずつ発行され、各決算期に利息の支払いと引換えに一枚ずつ籌餉局に返納するようになっていたようである。ところが、一万六千両（以下これをA項と呼ぶことにする）の分の印票と小票とは、他県の倉と同じく、豊備義倉自身で保管し、利息を豊備義倉が実際に受取ることになっていたのに反し、六万七千八百両（以下これをB項と呼ぶ）の分の印票と小票とは布政司庫に保管され、元金こそ償還されるが、利息は籌餉局が使用することになったのである。豊備義倉の分担額はとりわけ大口であり、しかもすでに布政司庫に預けられていて、布政使が即座に転用することのできるままとまった資金であったには違いないが、なぜこのような豊備義倉にとって不利な決定が、豊備義倉のB項についてだけなされたのであろうか。その理由はいま明確ではないが、布政司に対して密接な、ないしは從屬的な豊備義倉の立場がその前提条件となっているという事実が、ここに表われているとは言えないであらうか。

次に、光緒二十五年九月の呈文中に「以司庫收存積穀銀、……毎月柴釐起息」とあるのは、次のようなことを指しているものである。さきの条件に従い、A項の元金は、第二期末の決算日である光緒二十一年（一八九五年）十一月十日付で、第一回分四千兩が籌餉局から償還され、ひきつづいて、翌二十二年五月十日、同年十一月十日、二十三年五月十日にそれぞれ第二、三、四回分、各四千兩が償還された。<sup>(54)</sup>しかし、それらは豊備義倉には返還されず、布政使の裁量によって、やはり布政司付置の機関である商務局に送られ、商務局から公司（これについては後述す）に貸出されることになった。これは「局解積穀銀款」と呼ばれている。<sup>(55)</sup>なお、利息は籌餉局扱いであった時と同率の一ヵ月につき〇・七パーセントの率で、これは商務局を通じて豊備義倉に支払われることになっていた。<sup>(56)</sup>そして光緒二十三年（一八九七年）十一月十日の決算以後は、A項の全額一万六千兩に対する利息が、商務局から布政司を通じて豊備義倉に支払われている。<sup>(57)</sup>呈文の後半は、豊備義倉が光緒二十五年（一八九九年）五月の決算による利息を受領した旨を報告したものである。

他方、呈文では触れていないが、B項の方も、A項と並行して、第二期末の決算日に、全額の四分の一に当る一万六千九百五十兩が第一回分として償還された形になっているもの、これもやはり商務局に回されており、その利息七一兩九錢が、光緒二十二年七月、蘇州布政使から義倉紳董への照会中に於て倉に通知されている。その文面は次のようであった。<sup>(58)</sup>

為照会事、(中略)、茲查、提借前項積穀銀兩應給第三期息銀、扣至本年五月初十日止六個月、核該息銀貳千壹百參拾伍兩柒錢、應於商款息銀款內動支、其第二期應還本銀壹萬陸千玖百伍拾兩、借撥商款公司濟用、計自上

年十一月十一日起、至本年五月初十日六個月、核該息銀柒百拾壹兩玖錢、已准商務局解司、自應一併動放、即於局解積穀息銀款內、照數動支、核計共給息銀貳千捌百肆拾柒兩陸錢、作為局用、由司另款存儲、至應還第三期本銀、業已照案解交商務局、借撥公司濟用、除於七月初八日堂期動放作取外、合就照會、為此照會貴紳、請煩查照施行、須至照會者、光緒二十二年七月 日 藩憲照會、

右の文中の数字（銀兩）を整理すると、

未償還分（息借苗款本銀）……………67800×3/4=50850

その利息（苗款息銀款）……………50850×0.007×6=2135.7

第一回償還分（第二期未還本銀）………67800×1/4=16950

その利息（局解積穀息銀款）……………16950×0.007×6=711.9

利息の合計……………2135.7+711.9=2847.6

となる。未償還分の利息はもともと籌餉局で使われるものであった。したがっていまここで合計二、八四七兩六錢を「局用と作為す」と言う場合の「局」とは、当然籌餉局を指すものと解すべきであろう。また、右の文中にもあるように、第二回償還分がやはり商務局に回されているが、第三回、第四回の分については記録がない。

ところで、「息借商款」の償還金を商務局に回すという措置は、豊備義倉の分についてだけとられたものではなかった。

光緒二十三年（一八九七年）に蘇州布政使から豊備義倉紳董に照會文が送られた。その中に、さきに蘇州布政使

から両江總督劉坤一に呈出した照會文の写しとして、次のような一節がある。<sup>(60)</sup>

查絲紗兩廠應以招集商股為要、現在商股既未招集、僅恃此區區積穀尾款、何能濟事、矧此款為備荒要需、前已批明、昨錫廠行本不敷、請借積穀公款銀伍萬兩、由商務局詳請核示前來、(中略)、現計前四期積穀借款、除黃宗憲借銀貳萬兩、錫廠借銀伍萬兩、其餘均為該兩廠所借、為數已鉅、商股既無應者、勢必籌還無期、此項積穀尾款、似不得不暫留以備緩急、自應由商務局轉商陸紳、設法趕招商股、以維廠務、此實為兩廠扼要辦法、所有積穀尾款、應暫存司庫、一面移解商務局、與陸紳妥籌招股之法、以期股分速集而免廠務中輟、是為至要、繳等因到司、除移商務局遵辦外、惟查、息借案內提借積穀公款第五期共應還本銀玖萬參千玖百伍拾兩、奉准暫行借撥錫廠銀伍萬兩、其餘銀肆萬參千玖百伍拾兩、批飭暫存司庫、此項公款係各州縣合共之數、分而計之、則自數千以至數百兩不等、若者應湊借紗廠、若者應存留司庫、未能強為区分、以前第二三四等期還本銀兩、全數解交商務局、暫借公司濟用、各屬來司具領、即以此語批答、應得息銀、由局按期提取、解司給領各員、一律尚無異議、今第五期、以強半借與紗廠、款屬眾共、息歸誰領、以尾款暫存司庫、借未收歸不能即還、此中難免參差、闔屬公款人皆得而藉口、設各屬以辦理未能劃一、請示作何批辦、即經咨請商務局、籌議妥善辦法、復司核辦去後、茲准復、稱籌餉局底簿息借積穀款內、蘇城豐備義倉共借銀捌萬參千捌百兩、數為各屬之冠、且豐備義倉之款、本係寄存司庫、並不加息、所有前項銀肆萬參千玖百伍拾兩、似可就數先行收還、將來各屬領息、仍可按數分給、免得區分為難等因前來、復查此項積穀尾款、奉飭暫存司庫、現准商局議、將此數收歸三首縣豐備義倉之項、右の文は次のような事情を述べているものである。すなわち、布政司を経て籌餉局に出資させられていた「息借

商款」は、布政使管下全体で計三十七万五千八百両であつたが、<sup>(61)</sup>第四期末までに、その元金の四分の三が籌餉局から償還され、第五期末の決算時に、元金の四分の一に相当する九万三千九百五十両が未償還分（これを「尾款」と呼んでいる）として残っていた。既償還分は商務局に回され、そこから諸会社に貸し出されていたが、その内訳は、蘇絳絲廠と蘇綸紗廠とに計二万一千八百五十兩、業勤紗廠<sup>(62)</sup>（文中で錫廠と呼ばれている）に五万兩、吳興絲廠<sup>(63)</sup>（文中で黄宗憲とあるのがそれである）に二万兩であつた。今回償還分の九万三千九百五十兩は、そのうち四万三千九百五十兩を豊備義倉の名義の下に寄存司庫の形に戻し、残りの五万兩を無錫の業勤紗廠に追加融資することにした。これは布政使の裁量によるものである。豊備義倉分の四万三千九百五十兩は、出資機関に「息借商款」が戻つた初めての例であつて、他州県および豊備義倉の残りの出資額（A項の一万六千兩とB項の二万三千八百五十兩）は、この時まではまだ商務局に回されたままになつていたのである。蘇州布政使管下全土にさがかけて豊備義倉に一部分にせよ返還された（もちろん寄存司庫の形においてではあるが）のは、B項の利息が倉に支払われないことになつていたのである。これを斟酌を起さず」と言つてゐることである。B項の利息を籌餉局で使うことは、布政使にとっては寄存司庫の状態と異なるものと思はれるが、ここで注目すべきことは、右文中に「豊備義倉の款は本と寄存司庫に係り、並びに利息を起さず」と意識されてゐたと思はれる。したがつて、さきの四万三千九百五十兩を寄存司庫の形に戻すといふのは、後にも見られるように、布政使が、豊備義倉の資金を他に転用するのに、より便利な形にするためのものではなかつたであらうか。

ここでもまた豊備義倉に戻らう。さきに返還された四万三千九百五十兩は、そのまま救恤用に備蓄されたものではなかつ

た。早くも翌光緒二十四年（一八九八年）六月には、豊備義倉は、商務局を通じて寄存司庫分二千兩を溧陽県知縣楊に対し融資させられている。<sup>(64)</sup> つづいて二十五年十一月には陽湖県知縣李に対し三千兩、その後、時期ははっきりしないが、常熟県知縣朱、<sup>(65)</sup> 寶山県知縣馬<sup>(66)</sup> に対しても計五千兩、四者合計で一万兩を融資させられている。これの利息はやはり「局用」に使われる。これらの融資の使途は不明であるが、前述の光緒十八年（一八九二年）の丹徒県や溧陽県への貸出しのように、やはり賑濟資金であったのではなからうか。

いずれにしても、息借商款は、償還されたかと否とを問わず、もはや豊備義倉や他州県の義倉の意のままとはならず、布政使の都合によって、自在に商務局を通じて各方面への融資に使われるようになっていたのである。以下、光緒二十九年（一九〇三年）十月までの、豊備義倉分を中心とした息借商款の動きを图示すると、表Ⅲのようになる。<sup>(67)</sup>

すなわち、光緒二十九年十月現在、豊備義倉に関して言えば、全出資額八万三八〇〇兩のうち、五万三八〇〇兩が寄存司庫の形に戻り、あとの三万兩が他県の分とともに商務局の扱いに残されている。

さて、表Ⅲに示した未返還分はどうなったであろうか。

光緒二十九年十月十六日付の両江總督の命によって、未還の積穀（ここでは息借商款を指す）は、一律に、以後利息を停止し、元金を十年年賦で返還すべきことが定められた。<sup>(68)</sup> これを受けて蘇州布政司では、表に①で示した分については、元金を十年に均分して返済し、元金完済後に、二十九年二月までの利息を二回に分けて支払うことになった。<sup>(69)</sup> 表に②で示した分は、はじめ三回に分けて返済する予定であったのを変更して、これも十年年賦とした。





済は、②については業勤紗廠がみずから行なったようであるが、①については費承蔭なるものが請負うことになった。<sup>(72)</sup>これは、もともと祝承桂なるものが請負っていたものを、祝承桂の資金繰りが行きづまったので、引継いだものである。費承蔭と祝承桂とはともに錢莊の経営者ではないかと思われる。そして③の返済も結局費承蔭が請負うことになった。いかなる制度的根拠にもとづいて、このようなことを行ないえたのか不明であるが、ともかく、布政司ではこれら知県への融資分を兩廠への出資分と見なし、その返済を費承蔭に肩代りさせたものと思われる。<sup>(73)</sup>

最後に、表中に④で示した絲・紗兩廠への融資二万兩について、説明を加えておこう。これは祝承桂から費承蔭が引継いだ際に、義倉紳董と費念慈とが保証して、寄存司庫の分から出して費承蔭に融資したものである。<sup>(74)</sup>同時に布政司庫から「各年南米款」五万兩と「局存滾餘款」三万兩との計八万兩を費承蔭に融資している。すなわち、豊備義倉の「寄存司庫積穀銀」は、右の布政司庫自体の款目とともに、布政使が融通できる、いわば公款の一種に数えられていたのである。<sup>(75)</sup>

以上のように寄存司庫積穀銀の設置、その息借商款への転用、さらにその償還金の商務局への転用、また義倉への返済状況等を見てみると、およそ次のようなことが言えるであろう。

豊備義倉の積穀銀は、一貫して、蘇州布政使管下の他州県の積穀銀と同一原則のもとで、布政使によって運用されていた。村松論文においては、寄存司庫や息借商款への転用が、豊備義倉についてだけの措置のように解されているが、実はこれは個々の州県を超えて布政使管下の全域に亘って実施されたのである。ただ、豊備義倉の分は、蘇州布政使管下に占める割合も大きく、他に比べてやや特別な扱いを受けたのであった。

ところで、各倉から一旦布政司庫に集められた積穀銀は、もはや各倉へ返還されることはほとんどなく、はじめは籌餉局を通じて息借商款へ、次には商務局を通じて各企業等への融資へと転用されてゆく。籌餉局や商務局は、その機関こそ違え、実際にはそれぞれ布政司に付置されているものなのであるから、これらの措置はすべて布政使の意のままに決定されていると言ってよいであろう。<sup>(16)</sup> 豊備義倉をはじめ、管下の各義倉にとつては、積穀銀が布政司庫に預けられているだけなら、まだしも賑災の時にかえって他の州県の分からも融資を受けうるといふ便宜があったであろう。しかし、それが息借商款に回されるに及んでは——その利息こそながしか受取ることが期待できたものの——救恤のための緊急な需要に当てることはできなくなってしまっている。また、せっかく豊備義倉分として寄存司庫の形に戻された分も、再度その一部が企業に追加融資させられてゆく。

このように見えてくると、豊備義倉をはじめ各州県の義倉の出資にかかる「積穀銀」は、常に一方的に布政使の恣意のままに運用されているように見えるが、果してそのみであろうか。なるほど直接に命令を發動するのは布政使であったかもしれないが、その命令は、豊備義倉などに利害をもっている紳董ら一部の社会層の意志をなかがし反映していたのではなからうか。

たとえば、さきに述べた豊備義倉分から絲・紗両廠に追加融資された二万両について、もう一度見てみよう。<sup>(17)</sup>

因包辦蘇絳・蘇綸兩廠之祝職商活本不敷周轉、准貴紳等暨費紳念慈先後呈請、借領公款銀十萬兩、出具保結、力為担承、由司稟明院憲、設法借撥、並在取歸義倉積穀款內、湊放銀二萬兩、

とあるが、これは、祝商の行きづまりによって融資金が貸し倒れになるのを防ぐため、豊備義倉の寄存司庫の款目から二万両を出すことを呼び水として、布政司庫にある他の款目八万両の融資を紳董たちが取りつけたものと解することもできる。この時保証人となったのは、豊備義倉紳董の一人吳景萱と費念慈とであった。<sup>(78)</sup> 祝承桂を引継いだ費承蔭と費念慈との間に何らかの族的關係があったのではないかと推測できるが、今は明らかでない。<sup>(79)</sup>

村松氏は各企業等への融資を「官吏による義倉財産の侵蝕」ととらえ、「その結果新しい役割への転換の路はいよいよ堅く閉ざされたとも言えようか」(一七〇頁)と結論されているが、私の見方はこれと異なる。融資は、たしかに結果的に義倉財産そのものの侵蝕にはなったかもしれないが、そこにはむしろ、義倉を支えている社会層全体の利益を増幅する意図が蔵せられていたと言えるのではなからうか。

豊備義倉儲存の資金が、蘇州の有力者にとって、どのようなものとして考えられていたかを示す別の例として、李文忠公(李鴻章)碑の建立への融資がある。

光緒二十九年(一九〇三年)二月、蘇州の紳士三十名は連名で蘇州布政使陸元鼎に上申し、布政司庫に寄存されている豊備義倉名義の銀三万元のうちから、五千元を貸出して、李文忠公碑の建立資金八千元中の一部に当てるよう請うた。<sup>(80)</sup> これは許可され、五千元が融通された。その返済には、蘇州で義捐を募って当てることになっていた。<sup>(81)</sup> しかし返済はなかなか実行されなかった。そのため、光緒三十年三月には、義倉紳董の潘祖謙から布政使に次のような願いが出されている。<sup>(82)</sup>

請、將現存憲庫英洋二萬五千元、一併發交紳勉具領、或存典鋪、或存錢莊、議明若干起息、以期子母相生、即

將所收利息洋元、隨時由倉專款存儲、統俟歷年息款積有五千元之數、連同本洋二萬五千元、共合成洋三萬元、全數無缺、將來或再寄存憲庫、或仍存典・錢各舖生息、屆時另行請示辦理、

すなわち、五千元の補填のために、布政司庫から二万五千元を引出し、それを豊備義倉が典當舖あるいは錢莊に預けて利息を生ませ、元利合計三万円になるのを待つ。三万円になった暁に、寄存司庫の形に戻すか、引続き典當舖等に預けておくかを決定する、というものであった。「寄存司庫」は「存典生息」等に比べ、豊備義倉にとつて決して望ましい形ではなく、紳董らの蘇紳がこれを「存典生息」に移行させようとしたことが推察される。

この案は実施されるまでもなく、五千元は宣統元年（一九〇九年）に義捐が集まって完済されて<sup>(83)</sup>いる。このいきさつに見られるように、豊備義倉の寄存司庫の款目は、蘇州の有力者である紳土地主層からも、差当り利用できる公金の一つとして目をつけられていたものと思われる。

## おわりに

清末の一義倉である豊備義倉の活動を、以上の如く瞥見した結果、次のように結論することができるであろう。

一、豊備義倉は、一面において、従来の義倉本来の機能として、限定された地域の中で、救恤施設としての役割を果している。蘇州内外の安寧秩序を保つためにも、救恤活動は必要であった。それが広い意味での地主支配の一環をなすという意味をもっていたことは言うまでもない。

二、義倉の基礎をなす義倉田の設置は、特定の地主集団の土地所有と密接な利害関係を持っていたと推測される。

清末になって、地主集團の義荘が急増してゆくことは、既に蘇州府昭文県について指摘されていることであるが、<sup>(84)</sup>長洲・元和・呉各県についても同様の傾向が推測される。さきに挙げた潘氏においても、松鱗義荘と並んで、一族の潘曾沂（表I参照）が豊豫荒備倉（豊豫義荘ともいう）なるものを創設している。<sup>(85)</sup>そして、これらの義荘を補強するものとして、また、義荘を形成しない個々の地主をも糾合する手段として、豊備義倉のようなものがあつたのではなからうか。すでに村松氏は「殊によると義倉のもっている財政上の特権と結びついて、一部は偽装された包攬に過ぎぬ部分をふくんでいたのかも知れぬ」として、義倉田設置の意義を推測しておられる。この点は更に実証的に追究していかねばならないであろう。その一端として、次のことを指摘しておきたい。第一節で見たとくに、潘氏の松鱗義荘田の中に、豊備義倉田と図、さらには圩までをも同じくするものがある。このような田は、もし村松氏の言われるような包攬が行なわれたとすれば、その便宜を極めて受けやすい位置にあつたものと言えよう。三、しかしながら、豊備義倉の存在の意義は、村松氏が指摘されるような収租の面だけに止まらなかつた。豊備義倉の積穀について蘇州の城内・城外への米穀の移送が行なわれる場合、常に、義倉から牙釐局に対して、釐金を免除してくれるよう申請が出されている。次にその例を示そう。

新穀を採買する場合の例。<sup>(87)</sup>

為申請事、（中略）、茲擬選派司事、攜帶局・県会印護照、前赴無錫・江陰等處、採辦新穀壹萬石、陸統運蘇到倉取儲、応請憲臺札飭、經過各釐卡驗明免捐放行、平糶のために倉穀を無錫等に精米に出す場合の例。<sup>(88)</sup>

蘇地驛坊既少、出米尤遲、(中略)、擬即於本月十六七日、趕將倉穀陸續運赴錫金驛坊、碾米碓臼、運回蘇城、所有往返米穀各船、均給義倉鈐印護照為憑、應請憲台迅賜札飭、自蘇至錫經過各卡、驗明倉照、照案免釐放行、これらの移送に便乗して、米行(穀物問屋)等が私貨を割り込ませることも可能であったと思われる。光緒三十三年(一九〇七年)三月五日の、元和県から義倉紳董への照会に、江蘇巡撫の命として、

經過各釐局、驗明護照米數相符、立即放行、不得留難阻滯、亦不准夾帶<sup>掛</sup>弊致虧要需、

とあることなどは、そのような便乗が行なわれたことを窺わせるものである。とくに豊備義倉の平糶においては、

將義倉積穀出陳易新、發行糶米、減價消售、以濟閭閻、奉經飭伝三邑各米行、會議遵辦給諭、赴倉領穀、糶米分發各舖、挿標消售在案、

とあり、また、

飭令無錫存米行棧、裝運來蘇、沿途釐卡驗照放行、

とあるように、米行の機能が利用されることが多かったと思われるので、米行による便乗は容易であったであろう。一般に、義倉の運営に伴なう大規模な米穀の移動は、むしろ、米行が自己の営業において釐金を免かれるための絶好の口実として利用されたのではなからうか。

四、豊備義倉の運営には、布政使が強い指導力を発揮している。義倉はあたかも布政使という行政権力に附属する一機関であるかのように見える。しかしながら、義倉は、布政使司の賑災という行政的機能のためのみの存在に止まらなかった。むしろ、清末における豊備義倉など各倉の存在意義は、それが布政使司の財政的、ないしは、敢え

て言えば營利的行為の一環として機能していたことにある。

たとえば、平糶に於て見られたように、布政使は漕糧（銀）を一時放出し、後に回収しているが、このような過程において、なにがしかの利潤を追求することは可能であったのではあるまいか。また、義倉から布政司庫に預けられた「積穀銀」は、本来の使途を離れ、布政使司を通じて様々な方面に、融資という形で、流用されてゆく。

五、しかしながら、義倉財産としての「積穀銀」、ないしはそれが姿を変えた「息借商款」は、同時に、蘇州の有力者層からは彼等の共有財産としての「公款」と考えられており、この「公款」を布政使の施策に提供し、それを楨杆として布政使の手許にある他の款目をも、彼等の私的的目的のために動かすことが可能だったのではないかと推測される。

以上に述べてきたことによつて、蘇州の有力者集団としての紳土地主層と布政使司とは、相互依存の關係にあり、その限りで、在地のいわば「民間」有力者集団によつて形成されてきた社会的権力は、布政使の地方行政権力と一体化しつつ、みずからの利害をこれに代行せしめるといふ歴史的状况を進展せしめつつあった、とすることができらるであらう。そして、豊備義倉はそのような機能を具体化する場の一つであった。このようにして蘇州の有力者集団は、豊備義倉という在地性に基づく機関を維持しながら、それを通じて、より広い地域に営利機能を拡げうる機会をも持ったのである。

## 註

(1) 『長元吳豊備義倉全案』潘遵祁編、同『統編』吳大根編、同『三統編』潘祖謙編。前二者は静嘉堂文庫所蔵のものにより、『三統編』は東洋文庫所蔵のものによつた。なお、

『豊備義倉全案』は東洋文庫にも蔵するが、卷一上の末尾 83—85丁を欠く。

(2) 村松祐次「清代の義倉」(『一橋大学研究年報、人文科学研究』11、一九六九年)。以下、これを村松論文と略称す



る。なお、村松氏はこの論文の中で、畿輔義倉、豊濟倉、辰州府義倉、豊備義倉の四つの義倉ないし義倉群を取扱っており、このうち辰州府義倉については、このほかに福田節生「清末湖南の農村社会(1)——辰州府義田総記」の場合(『福岡女子短大紀要』第8号、一九七四年)、「同(2)——辰州救生局総記」の場合(同、第10号、一九七五年)がある。

村松氏のねらいは、義倉を「典型的な王朝官僚専制体制の一環として、その機構や機能」を靜態的に問題にするのではなく、義倉を「もっと変動する社会の実態にかかわるものとして、或はむしろそれを探る手がかりとして、問題にし直す」(七八頁)ことにあった。私の視点もその限りでは同じである。ただ、村松氏の論考は限られた紙数の中で四つの義倉を扱い、しかも論点が多岐にわたっているの、史料の紹介にとどまったきらいがある。

私は本稿において、豊備義倉がいかなる社会層の手によって成立し、いかなる目的のために、その機能を果たしたかに視点を据えて考察しようと思う。

(3) 豊備義倉という名そのものは、村松氏の紹介にある如く、道光五年に陶澍が安徽省に於て創めた義倉網の名として登場しており、林則徐は、陶澍の発想を受け継ぎ、蘇州と江寧(南京)に同名の義倉を創建したのである(村松論

清末江蘇省の義倉 山名

文、一四二—一四四頁)。

(4) この変化を要約したものと、潘遵祁が『豊備義倉全案』卷一に記した前文の一部を左に示しておく。

義倉初設在〔江蘇巡〕撫署、出納官主之、紳士不与、(中略)、経乱倉燬、收租猶循其旧、越二年議、度地建倉、乃請為官紳会辦之法、冬春則会辦收租事、夏秋則董事典守之、

(5) 『大阜潘氏支譜』(潘承謀等重修、光緒三十四年序)卷十八、志銘伝述三、「誥授奉直大夫員外郎衛升用主事内閣中書補之潘君墓志銘」馮桂芬撰。

(6) 『大阜潘氏支譜』卷一、世系源流図、世系図一之四、「敷九公支四房貢湖公支」による。

(7) 同、卷十八、志銘伝述三、「西圃潘君家伝」。

生卒年は嘉慶十三年(一八〇八年)——光緒十八年(一八九二年)。道光二十五年(一八四五年)に進士となり、翰林院編修を授けられた。なお、潘氏は、かの馮桂芬と密接な関係があったものと思われ、馮桂芬は、註(5)の伝の他にも教篇の文を『大阜潘氏支譜』に寄せている。豊備義倉の再建に馮桂芬と潘遵祁が力を合せたのも、そのような関係がもたらしたものであろう。なお、「西圃潘君家伝」は俞樾の『春在堂全集』には収録されていない。

(8) 松鱗義荘は元和県半一九都利一上図にあった(『大阜

潘氏支譜』卷十九、義莊紀事、「松鱗莊図」。

(9) 『大阜潘氏支譜』卷十九、義莊紀事、「掌莊莊正莊副支総題名」。

(10) 「大吏於收復蘇城時、録君前勞、請加獎敘」は、光緒二年の賑災について言ったものでないとも読み取れるが、民国『吳県志』卷六十六下、列伝四、潘遵祁の条に、

凡発穀一万三千石、錢一万四千緡、全活無算、大吏録其勞、奏請獎敘、有旨賞翰林院侍読銜、

とあって、獎敘がこの賑災に基づくものとして、いまこれに従っておく。

(11) 『豊備義倉全案』卷一上、84、吏部奏稿。

(12) 本文に述べるように、これは寄捐された田地の畝数を、獎敘に便利なように銀両に換算したものであって、銀両で寄捐されたものについて言っているのではない。

(13) 『豊備義倉全案』卷一上、12、「為義倉辦有章程、呈請彙奏、以垂永久事」。

(14) 松鱗義莊田の所在地は、『大阜潘氏支譜』卷二十一、義田記、により、豊備義倉田のそれは『豊備義倉全案』

卷二、田額実数、による。

(15) 潘氏一族の田がその「所有権」を完全には否定されないまま、豊備義倉田として登録されている可能性も考えられる。

(16) 村松論文、一七七頁、参照。

(17) 続編、卷四、48。

(18) 二統編、卷九、19。

(19) この典当公所は、光緒元年より、豊備義倉や書院がその公款を典当鋪に預ける際に蘇州城内外の諸典当鋪を取りしきって、適宜にその公款を割り振って分担させる役目を果している。『豊備義倉全案』卷六、18。の記録の一部を左に示す。

拋蘇郡紳士潘編修等呈、称、書院義倉發典生息存款、

現有宝泰典歇閉、繳還原存壹分貳厘之款、応由公所攤

派各典領存、以後如再有書院義倉發典及歇閉收回存款、

逕由經董送至典商公所、攤派生息、呈乞軫行論飭各典

商、

錢業公所と典当公所との関係は明らかでない。あるいは

二つの機能をもつ同一の公所かとも思われる。

(20) 『益聞録』第一〇一号、光緒七年四月二四日(李文治編『近代中国農業史資料』第一輯、三聯書店、一九五七年。のち大安影印、一九六七年、二八八―二八九頁、参照)。

なお、この「蘇紳公呈」には、潘遵祁の一族である潘曾璋、潘祖同も名を連ねている。

(21) 註(80)に掲げる紳士の多くが含まれている。なお、表II中の陶冶元、徐芬は、それぞれ、民国初年には地主の

聯合団体である田業会の会長、副会長になっていたという。小島淑男「清末の郷村統治について——蘇州府の区・図董を中心に——」(『史潮』88、一九六四年)、二四頁、二七頁、参照。

(22) 当時、豊備義倉は無錫で米穀を採買していた。註(91)の呈文参照。

(23) 『豊備義倉全案』巻八、12、同治十三年(一八七四年)八月、義倉紳董より江蘇巡撫宛の呈文。一部を左に示す。

同治十年冬、蘇城飯粥廠經費不敷、呈請於義倉租息項下、毎年酌提錢貳千串、協濟粥廠、著為定例、奉憲批准立案照行、即於十年分始、歷屆冬令、由義倉提錢貳千串、逕交程紳肇清、以濟煮賑、各經報銷在案、茲查、義倉開辦以來、毎年採買穀石、其至陳之穀、已及八年之久、平時督飭司事妥為照料、並無損壞、惟愈積愈久、陳陳相因、難免虧耗、不經試用、於心實有未安、至推易之法、更恐滋弊、是以未敢輕動、因思粥廠需用者(煮?)米、擬請於毎年協貼之款、改為放穀貳千石、

(24) 統編、卷五、前文。

(25) 三統編、卷六、16。

(26) 光緒二十七年(一九〇一年)十月に義倉紳董から布政使陸元鼎に宛てた呈文(三統編、卷六、8)に、

蘇城粥局、向來豊備義倉錢穀並撥、非專撥錢文一項、

清末江蘇省の義倉

山名

縁該局本須購米煮粥、而倉廠撥給存穀、藉可推陳易新、原屬一舉兩得。

とある。

なお、「推陳出新」とは、本来、「古い中から新しい工夫を考え出す」(井上翠著『中国語新辞典』、江南書院)の意であるが、この語は往々にして義倉関係の記事に於て「推陳易新」の意に用いられている。

(27) 『豊備義倉全案』巻一上、12。

(28) 註(23)参照。

(29) 統編、卷五、44。

(30) 同、巻五、51、に光緒二十三年(一八九七年)に、義倉紳董より布政使宛の呈文に、次のように言っている。

擬照光緒八、九兩年、陸統轄糶、於推陳之中、寓平恤之意、

(31) 義倉あるいはそれに類似する施設においては、元來、推陳易新を行なわねば倉穀の腐朽が避けられず、行なえば錢穀の出入に伴なう不正を免かれ難いという、二律背反がつきものであった。このことは先学によって既に指摘されていることである(今堀誠二「宋代常平倉研究」(上・下)『史学雑誌』56—10、11、昭和二年。村松論文、一四三頁)。ただし、そのような普遍的な問題がそれぞれの時代の歴史的条件下に、いかなる具体的問題として現われるかを検討することが必要であろう。

(32) 村松論文、九九―一二二頁、参照。ただし、村松氏は豊濟倉における倉穀の出入については、立入って触れておられない。

(33) 『重建豊濟倉凶案』不分卷、6。

(34) この割合は、章程を決定する段階において、さらに漕運総督の命により、五割と改められた(同、11、清淮同善局より豊濟倉宛の転飭)。

(35) 同、27。

(36) 三統編、卷三、49。

(37) 『豊備義倉全案』卷七下、1、同治八年七月、蘇州府より長洲・元和・吳県宛の照会。左にその一部を示す。

七月初五日、奉布政使張〔兆棟〕札、開、照得長元吳三県応捐積穀經費、前拋粟奉撫憲批准、於七年冬漕串内、加穀帶收、隨事稟請、飭發公正紳董、買穀建倉存儲等因、即經行府飭遵在案、

(38) 同、卷七下、47。

(39) 統編、卷一、23。

(40) 同、卷四、3、光緒七年十一月、義倉紳董より三県宛の呈文。その一部を左に示す。

為三邑附存豊備倉穀全數清還事、案奉前撫憲批發長元吳三県、同治七年冬漕串内、加穀帶收積穀經費、交義倉紳董、收儲糶穀、並發當生息、歷屆每年三月、將儲

存錢穀數目、造冊呈報備案、通詳在案、(中略)、茲因三邑總倉厥座寬余、應將附存豊備倉穀、繳還總倉、以清款目、現已於本月初旬、將除耗淨穀柒千伍百叁拾叁石、如數清還、兩處倉儲、由紳一人經理、所有前項穀石、業經驗收歸入三邑總倉存儲、

(41) 三統編、卷八、8、に收められている光緒二十八年の平糶に際して出された呈文を左に示す。

為呈請查考事、奉

藩憲函諭並 蘇州府憲照會、以蘇城米缺餉昂、應設法碾米、分設十局、按段平糶、各等因、当即邀會各紳董詳議章程、請酌提三邑倉旧存穀石、併備豊備倉、碾米平糶、藉可推陳易新、呈、奉

藩 府憲轉詳

撫憲批准、照辦在案、

右 呈

元和 長洲 蘇州府 吳 田 正堂 金 蘇 田

光緒二十八年九月十八日三邑總倉紳董張 呈

なお、三統編、卷三、49、には、三邑倉の積穀の採買に當って、豊備義倉の印を借用していることが見える。三邑倉は、その実際の運営を通じて、事実上、豊備義倉の一部に他ならなかったと言つてよいであろう。

(42) 続編、卷四、64。なお、註(53)参照。

(43) 三統編、卷五、1。なお、村松氏は、光緒二十七年に出されたほぼ同文ものを紹介しておられる(村松論文、一六八頁)が、解釈が異なるため、敢てここに取り上げる。

(44) 続編、卷四、52。原文の一部を左に示す。

茲拋義倉董事從一品封職分部主事吳紳大根声称、奉撫憲面諭、義倉息款、今年須留備要需撥用等因、查倉中歷屆所收租息、係置買穀石癸典生息、遵照向章、分別辦理、現查、上年所收息錢貳萬數千串、若仍照旧發出、設遇要需、恐不能立時應手、因擬提存寄庫專款預備撥用、除將余款留備倉用經費外、特屬卑職(即義倉委員朱江)備齊銀款、於四月初三日堂期、批解憲庫寄存、計解式向庫平足色寶紋壹萬陸千兩正、

なお、当時江蘇省に通行していた銀両中に、「二兩庫平銀」は見当たらない(宮下忠雄著『中国幣制の特殊研究』、昭和二十七年、参照)。いま記して後考に俟つ。

(45) 続編、卷四、54。

(46) 同、卷四、56。

(47) 同、卷四、57、蘇州布政使より豊備義倉紳董への照会。本年徒陽兩県被旱成災、已蒙恩旨、截留漕米、飭令籌辦賑撫等因、欽此、惟待賑甚迫、需款較鉅、現在開辦、伊始賑捐未集、截漕銀兩一時亦未能解到、查司庫現有

清末江蘇省の義倉 山名

取存豊備義倉提解息款洋肆萬元、自應暫行如數借動、以濟賑需、仍俟取有振捐並截漕銀兩、即行掃還、一転移間、於振務有裨、於倉款無損、

なお、ここに言う截漕は、前述の蘇州における平糶で見つたような、漕糧からの一時的貸出しなのか、それとも返還義務を伴わないものなのか不明である。

(48) 当時江蘇省には江寧、蘇州の二布政使司があり、後者は、蘇州、松江、常州、鎮江の四府および太倉州を管轄していた。『清國行政法』第一卷下、二三頁、参照。

(49) 続編、卷四、64。なお、註(52)参照。

(50) 同前、63、蘇州布政使より義倉紳董への照会に、查、各屬積穀、本係民捐存備荒年之用、近年秋收中稔、毋庸提支、現在核計蘇屬各州府縣暨省城義倉存錢、約有壹百參拾餘萬串、均係存典生息、僉謂、此項捐錢同一生息、自可移緩就急、借濟餉需、議定酌提五成、合銀批解、照章填給印票、予以息銀按期掃還、とあり、また、『徳宗実録』卷三四六、光緒二十年八月癸丑の条に、次のようである。

諭軍機大臣等、戸部奏、請飭各省息借商款等語、現在海氛不靖、購船募勇、需饜浩繁、息借商款、京城業經創辦、即著各直省督撫、徧諭官紳商民人等、如有湊集資本、情願借給官用者、准赴藩司閩道衙門呈明、即照

戸部辦法、議定行息、填給印票、其票鈐用藩司關道印信、填明歸還本利限期、准於地丁閔稅項下、照數按期歸還、

(51) 三統編、卷五、17。なお後文参照。

(52) 村松論文、一五六頁、一六八頁、参照。なお、統編、卷四、64、義倉紳董より蘇州布政使宛の呈文には「將前項存銀壹萬陸千兩洋壹拾萬元、懇憲恩、飭發錢莊、核換庫平紋銀、作為息借商款」とあって、この兩替が帳簿の上だけでなく、実際に行なわれたことを示している。

(53) 統編、卷六所収の光緒二十一年四月の決算報告（二十一年四月—二十一年三月の分）では、存錢の総計は二四万一二九六千文餘、そのうち一二万七三三二千文餘（すなわち銀八万三千八百兩）が「息借商款」となっている。なお、この際、三邑総倉の分については、統編、卷四、64、に

長元吳三邑積穀倉、共存錢陸千千文、亦係發商生息、為數無多、申請免其商借、實為公便、

とあるように、息借商款に回すことを免ぜられんことを願い、許可されている。

(54) 統編、卷四、71、74、77、80。

(55) 同前、75。

(56) 同前、77、78。

(57) 同前、85。

(58) 同前、75。

(59) 村松氏は、三統編しか見ておられないので、この「局」を商務局と解しておられるが（村松論文、一六八頁）、少なくともこの時点では商務局ではない。しかし、後文にも触れるように、これらの局はいずれも布政司と一体であるので、やがて、あまり区別して扱われなくなつてゆくようである。ただ、あくまでも、息借商款の利息は、商務局から布政司庫に支払われる建前となつていたようである。

(60) 統編、卷四、82—83。

(61) 三統編、卷五、17。

(62) 業勤紗廠については、村松論文、一九七頁、注一〇八、参照。

(63) 吳興糸廠については、村松論文、一九七頁、注一〇五、参照。

(64) 光緒二十五年刊の『溧陽県統志』には、このころの知県として楊家驥と楊志立の名が見えるが、いまいずれがそれに当るか不明である。

(65) 光緒三十年刊の『常昭合志稿』卷十九、職官、知県、には、光緒十七年代理の朱鏡清と、十九年任、二十三年再任の朱秉成との名が見えるが、いまいずれが該当するか不明である。

(66) 民国十年刊の『宝山県統志』卷十二、職官志、文職、

には、光緒十七年七月任として馬海曙の名が見える。

(67) 主として三統編、卷五、17、18等による。

(68) 三統編、卷五、17。なお、村松論文、一九七頁、注一

〇七、参照。

(69) この利率は月に五釐である。三統編、卷五、17。

(70) 同前、16。

(71) 同前、17。原文の一部を左に示す。

前溧陽縣楊令、陽湖縣李令、常熟縣朱令、宝山縣馬令  
各任内息借改作股本、共銀壹万両、均因事故交卸虧累、

(72) 同前。

(73) 村松氏は、この「股本」を、これらの知県の企業の株式と解しておられる(村松論文、一六八頁)が、「改作股本」とあるのは、絲・紗両廠への出資分と見なす旨を言ったものではなからうか。

(74) 三統編、卷五、22。同、卷九、11。

(75) 同、卷九、11によれば、絲・紗両廠が業務を開始した時、すでに潘祖謙に対し、他の一人の義倉紳董である吳景萱、および費念慈とともに、「附名兼董」することが要請されていたのであるが、彼はこれを断わっている。費承蔭が祝承桂を引き継いだ際、義倉紳董の中では吳景萱のみが保証人に加わり、潘祖謙は加わっていない。なお、残る張履謙の態度は不明である。

清末江蘇省の義倉 山名

(76) したがって、豊備義倉分のB項の利息を籌餉局で使う

ことにすると言っているのも、実は布政司で使うということに他ならないのである。このことが結局「並びに息を起さず」という事態を生むものになっていると思われる。

(77) 三統編、卷五、22。

(78) 註(75) 参照。

(79) 費念慈は武進県の出身、庚吉の孫、字會の子。光緒十五年進士。咸豐五年(一八五五年)に生れ、光緒三十一年(一九〇五年)に卒している。民国四年の序文のある『瑯琊費氏武進支譜』の卷一、世表下に伝がある。

(80) 三統編、卷九、3—4。左に三十名の名を示す。

二品頂戴直隸候補道惲秀孫、知州銜儘先選用州同吳乃健、前署台灣布政使顧肇熙、中書科中書顧麟頤、員外郎銜候選主事費樹蔚、運同銜廣東候補知州程璋、四品銜記名知府刑部郎中潘祖年、塩運使銜王立繁、翰林院編修費念慈、二品頂戴浙江候補道陸鼎奎、五品銜翰林院檢討陸懋宗、二品頂戴分省補用道程增瑞、三品銜前奉天府府丞朱以增、二品頂戴廣東候補道朱咸翼、侍読銜内閣中書尤先甲、三品封典吳紹生、内閣中書惲炳孫、甘肅補用知府候補同知直隸州彭福孫、三品銜候選郎中吳本齊、同知銜正任徐州府教授王亦曾、候選郎中費樹達、浙江候補知府王立勛、二品頂戴直隸候補道任之

董藩・張より長洲・元和・吳三県の知県宛の呈文。

驛、候選運同呉本善、候選道江衛、知府銜江西即補同知前靖安知県姚景羲、二品頂戴広東補用道葉樹芳、四品銜議叙通判兩浙即補塩経歴姚景沅、二品頂戴河南候補道楊廷泉、運同銜呉章煥、

(81) 三統編、卷九、11。

(82) 同、11。

(83) 三統編、卷十二、8。

(84) 小林一美「太平天国前夜の農民闘争」『近代中国農村社会史研究』東京教育大学東洋史学研究室アジア史研究会中国近代史研究会編、大安(のち汲古書院より復刊、一九六七年)、五五頁。

(85) 『大阜藩氏支譜』卷十八、志銘伝述三、「潘功甫舎人(曾沂)家伝。同、卷十九、義荘記事、「松麟義荘記」。

(86) 村松論文、一四六頁。

(87) 全案、卷五、1、同治六年(一八六七年)二月、義倉委員沈璋宝より牙齶総局宛の申請。

(88) 三統編、卷八、15、光緒三十二年(一九〇六年)五月十二日、義倉紳董藩・張より蘇省牙齶総局宛の申請。

(89) 三統編、卷八、39。

(90) 統編、卷五、44、光緒八年七月、長洲・元和・吳三県より義倉紳董宛の照会。

(91) 三統編、卷八、37、光緒三十三年三月初一日、義倉紳



# チャハル・八オトクとその分封について

森 川 哲 雄

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、チャハル・八オトク
- 三、Dayan qayan の諸子分封とチャハル
- 四、チャハルのオトク以下の小集団に対する分封
- 五、おわりに

## 一、はじめに

チャハル Čaġar は一六世紀以降モンゴルの大ハーンの根拠地となり、かついわゆる中期モンゴルの六万戸の一つに数えられる、重要な部族集団であった。このチャハル部の起源についてはすでに岡田英弘氏が「ダヤン・ハーンの六万戸の起源」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』、東京、一九七五)の中で一つの仮説を述べられ、また和田清

チャハル・八オトクとその分封について 森川

第五十八卷 二二七